

官報号外 平成元年四月六日

○ 第百十四回 参議院会議録第九号

平成元年四月六日(木曜日)

午後四時二十二分開議

○ 議事日程 第九号

平成元年四月六日

午後四時二十二分開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

○ 議長(土屋義彦君) 一日程第一 国家公務員等の任命に関する件

○ 本日の会議に付した案件

一、元議員田中一君逝去につき哀悼の件

一、国補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

さきに院議をもつて永年在職議員として表彰されました元議員田中一君は、去る二日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもつて同君に対し弔詞をささげることといたしたいと存じます

○ 議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は我が國民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられさ

きに建設委員長通信委員長等の重任にあたられました元議員田中一君の長逝に對しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

〔賛成者起立〕

○ 議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。
よって、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○ 議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○ 議長(土屋義彦君) 一日程第一 国家公務員等の任命に関する件

内閣から、検査官に矢崎新一君を、

原子力委員会委員に大山彰君及び林政義君を、

原子力安全委員会委員に寺島東洋三君及び都甲泰正君を、

それぞれ任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

また、国家公安委員会委員に富田朝彦君を、

それぞれ任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

また、検査官、原子力委員会委員のうち大山彰君及び国家公安委員会委員の任命について採決をいたしました。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成元年四月六日

大蔵委員長 梶原 清

〔賛成者起立〕

○ 議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における財政状況及び累次

の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政

資金の効率的使用を図り、あわせて国及び地方の財政関係の安定化に資するため、国の負担金

補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特

例等の措置を講じようとするものであつて、おもね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う平成元年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は、「兆四千百四十三億円(昭和五十九年度における補助率等を基準とした場合)と見込まれている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、高齢化社会に対応して、行政需要の拡大的確に応えるとともに、地方財政法第十条等の趣旨を踏まえ、今後とも国庫負担制度の基本を維持し、国の補助負担金の整理に当たっては、その事務事業の性格及び国と地方間の財政秩序の維持を十分に勘案すること。

一、社会保障、文教行政等、国民のナショナルミニマムに関する制度及び負担の変更については、地方公共団体をはじめ関係団体の意見を十分に尊重すること。

また、国と地方の行財政の再配分に係る国の方策の変更に当たっては、地方自治の本旨に則り、地方公共団体の一方的な財政負担増をもたらさぬよう特段の配慮を払うこと。

一、国補助金等については、国と地方との役割分担・費用負担の見直しを基本として整理合理化を行い、地方の自主性に委ねるべきものについては一般財源への振替等を行うよう努めること。

一、今回の措置が国と地方の財政関係に変更をもたらすものであり、またその一部が暫定措置であることと勘案し、地方公共団体に対する財政金融上の措置について特段の配慮を行うこと。

一 地域振興と地域格差の是正を図るため、公共事業の長期計画の着実な進捗に努めるものとすること。

二 年度引下げ分については、平成三年度から復元するものとすること。

一 義務教育費国庫負担制度については、共済費追加費用等の取扱いに関し、引き続きその趣旨及び経緯に特段の配慮を払うこと。

一 今回の特例措置に伴い発行される臨時財政特例債の元利の償還については、交付税の基準財政需要額に的確に算入するとともに、後年度における償還に係る国の所定の負担については、必ず交付税特別会計に繰り入れること。

一 年金に係る国庫負担金の繰延べにかかる元利の返済については、計画的かつ、速やかに織入れ措置を講ずること。

一 法律の改廃については、立法の趣旨と制定の経過を踏まえ、審議権を尊重し、法案提出のあり方に慎重を期すること。

右決議する。

一 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年四月四日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

(小字及び一は衆議院修正)

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第三条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改める。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第七項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

6 別表道路の項及び林業施設の項の規定の平成元年度及び平成二年度における適用については、前項の規定にかかわらず、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては十分の七(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五)以内、国が行う保安施設事業にあつては十分の七・五(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五)以内、森林組合、生産組合又は森林組合連合会が行う林道の開設

にあつては十分の八」とする。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第四条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を平成四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

附則第五項中「昭和六十七年三月三十一日」を平成四年三月三十一日」に改める。

附則第三条第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第二項の表中「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十七年三月三十一日」を平成四年三月三十一日」に改める。

附則第六条の前の見出し中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第五条第一項に規定する経費のうち第一項各号に掲げる事業及び前項各号に掲げる事業に係るもの並びに第六条第四項、第七条第四項及び第八項並びに第八条第三項に規定する費用に対する平成元年度及び平成二年度における國の負担又は補助については、第六条第四項中「その全額を負担し、又は道路法」とあるのは「道路法」と、第七条第四項中「その全額を負担し、又は河川法」とあるのは「河川法」と、同条第八項中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、第八条第三項中「その全額を負担

し、又は港湾法」とあるのは「港湾法」と、第一項第一号及び第六号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、第一項第二号から第五号まで及び第八号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の九(国)の行う事業にあつては、十分の九・五」と、第一項第七号及び第十号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の八・七五」と、第一項第九号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の八・七五(國の行う事業にあつては、十分の九・五)」と、前項第一号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の九・五」と、前項第一号に掲げる別表の項中「十分の九」とあるのは「十分の八・五」と、前項第一号に掲げる別表の項中「十分の九」とあるのは「十分の八・五」とする。

附則第八条中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第六条 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に改める。

附則第六項の前見出し及び附則第七項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改める。

附則第九項中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第七条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年

法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し及び同項から附則第五項までの規定中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改める。

附則第八項中「第四号」を「第四号」に掲げる規

定中「十分の六」とあるのは「三分の一」と、「十分の五・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の五・五」に改める。

附則第八項を附則第十項とする。

附則第八項中「第四号」を「第四号」に掲げる規

定中「十分の六」とあるのは「三分の一」と、「十分

の五・五」とあるのは「十分の六」と、「十分

の五・五」に改める。

附則第八項を附則第十項とする。

第六項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6 整備事業のうち、平成元年度及び平成二年

度において第二条第二項又は第三項の規定に

より指定される指定ダム等に係るものであつ

て、別表第一河川法第五条第一項に規定する

二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)の項に掲げるもの、同表道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道

の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるもの(積雪寒冷特別地域における

道路交通の確保に関する特別措置法第六条

同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同

項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加

える。

附則第七項を附則第六項

第五項

四 道路整備緊急措置法附則第六項

第五 奧地等産業開発道路整備臨時措置法附則

第五項

附則第七項中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改め、「第十一号」に掲げる規定中「十分の

六」の下に「とあり、及び「十分の五・七五」を、

「十分の五・五」とあるのは「十分の六」の下

に「と、「十分の五・七五」とあるのは「三分の一」

を加え、同項第十号中「附則第五項」の下に「及

び第六項」を加え、同項第十一号中「附則第四項」

の下に「及び第五項」を加え、同項を附則第八項

とする。

附則第六項中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改め、同項第十号中「及び第五項」を「から

第六項まで」に改める。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第九条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六項第一項中「昭和六十四年度」を「平成元

度」に改める。

附則第七条の見出し中「昭和六十三年度」を

「平成二年度」に改め、同条第一項第一号中「及

び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第

二項中「十分の五・五」と下に「とあり、及び

同法附則第六項中「建設大臣が行う改築につい

ては十分の六(土地区画整理事業に係るものに

あつては、十分の五・五)、その他の改築につい

ては十分の五・七五(土地区画整理事業に係る

ものにあつては、十分の五・五)」を加え、同条

第三項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改

める。

附則第七条の見出し中「昭和六十三年度」を

「平成二年度」に改め、同項第一号中「及

び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第

二項中「十分の五・五」と下に「とあり、及び

同法附則第六項中「建設大臣が行う改築につい

ては十分の六(土地区画整理事業に係るものに

あつては、十分の五・五)、その他の改築につい

ては十分の五・七五(土地区画整理事業に係る

ものにあつては、十分の五・五)」を加え、同条

第三項中「昭和六十三年度」を「平成二年度」に改

める。

附則第七条の見出し中「昭和六十三年度」を

「平成二年度」に改め、同項第一号中「及

び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第

二項中「十分の五・五」と下に「とあり、及び

同法附則第六項中「建設大臣が行う改築につい

ては十分の六(土地区画整理事業に係るものに

あつては、十分の五・五)、その他の改築につい

ては十分の五・七五(土地区画整理事業に係る

ものにあつては、十分の五・五)」を加え、同条

第六項まで」に改め、同項第一号中「及

び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6 整備事業のうち、平成元年度及び平成二年

度において第二条第二項又は第三項の規定に

より指定される指定ダム等に係るものであつ

て、別表第一河川法第五条第一項に規定する

二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの、同表道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道

の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの(積雪寒冷特別地域における

道路交通の確保に関する特別措置法第六条

同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同

項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加

える。

附則第七項の見出し中「昭和六十三年度」を

「平成二年度」に改め、「第十一号」に掲げる規定中「十分の

六」の下に「とあり、及び「十分の五・七五」を、

「十分の五・五」とあるのは「十分の六」の下

に「と、「十分の五・七五」とあるのは「三分の一」

を加え、同項第十号中「附則第五項」の下に「及

び第六項」を加え、同項第十一号中「附則第四項」

の下に「及び第五項」を加え、同項を附則第八項

とする。

附則第六項中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改め、同項第十号中「及び第五項」を「から

第六項まで」に改める。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

第六項まで」に改め、同項第一号中「及

び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6 整備事業のうち、平成元年度及び平成二年

度において第二条第二項又は第三項の規定に

より指定される指定ダム等に係るものであつ

て、別表第一河川法第五条第一項に規定する

二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの、同表道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道

の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの(積雪寒冷特別地域における

道路交通の確保に関する特別措置法第六条

同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同

項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加

える。

附則第七項の見出し中「昭和六十三年度」を

「平成二年度」に改め、「第十一号」に掲げる規定中「十分の

六」の下に「とあり、及び「十分の五・七五」を、

「十分の五・五」とあるのは「十分の六」の下

に「と、「十分の五・七五」とあるのは「三分の一」

を加え、同項第十号中「附則第五項」の下に「及

び第六項」を加え、同項第十一号中「附則第四項」

の下に「及び第五項」を加え、同項を附則第八項

とする。

附則第六項中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改め、同項第十号中「及び第五項」を「から

第六項まで」に改める。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

第六項まで」に改め、同項第一号中「及

び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6 整備事業のうち、平成元年度及び平成二年

度において第二条第二項又は第三項の規定に

より指定される指定ダム等に係るものであつ

て、別表第一河川法第五条第一項に規定する

二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの、同表道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道

の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの(積雪寒冷特別地域における

道路交通の確保に関する特別措置法第六条

同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同

項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加

える。

附則第七項の見出し中「昭和六十三年度」を

「平成二年度」に改め、「第十一号」に掲げる規定中「十分の

六」の下に「とあり、及び「十分の五・七五」を、

「十分の五・五」とあるのは「十分の六」の下

に「と、「十分の五・七五」とあるのは「三分の一」

を加え、同項第十号中「附則第五項」の下に「及

び第六項」を加え、同項第十一号中「附則第四項」

の下に「及び第五項」を加え、同項を附則第八項

とする。

附則第六項中「昭和六十三年度」を「平成二年

度」に改め、同項第十号中「及び第五項」を「から

第六項まで」に改める。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第十項とする。

第六項まで」に改め、同項第一号中「及

び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6 整備事業のうち、平成元年度及び平成二年

度において第二条第二項又は第三項の規定に

より指定される指定ダム等に係るものであつ

て、別表第一河川法第五条第一項に規定する

二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの、同表道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道

の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)

の項に掲げるものの(積雪寒冷特別地域における

道路交通の確保に関する特別措置法第六条

同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同

同条第一項中「前条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十
六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項中「十分の八」を「四分
の三」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第二十一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十
四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の二第一号中「十分の八」を「四分
の三」に改める。

(壳春防止法の一部改正)

第二十二条 壳春防止法(昭和三十一年法律第百
十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「及び第一号」を、第一号及
び第五号に、「その十分の五、同項第五号に掲
げるものについてはその十分の八」を、「その十
分の五」に改め、同条第三項中「同項第三号」の
下に「及び第四号」を加え、「その十分の五以内、
同項第四号に掲げるものについてはその十分の
八」を、「その十分の五」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第二十三条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法
律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号及び第一号中「十分
の八」を「十分の五」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二百三十八条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律
第二百三十八号)の一部を次のように改正す
る。

第二十一条中「十分の八」を「四分の三」と「十
分の一」を「四分の一」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第二十五条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百
三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「十分の二」を「一分の一」
に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第二十一条第一項中「のうち、第十一条に規
定する措置に要する費用についてはその十分の
八を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
の設備に要する費用については」を「について
は」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正)

第二十六条 特別児童扶養手当等の支給に関する
法律(昭和三十九年法律第一百二十四号)の一部を
次のように改正する。

第二十五条中「十分の八」を「四分の三」と「十
分の一」を「四分の一」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第二十七条 母子保健法(昭和四十年法律第一百四
十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二項及び第二十七条第三項中
「十分の八」を「一分の一」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第二十二条 第二項及び第二十七条第三項中
「三分の一」を「二分の一」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第二十三条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法
律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号及び第一号中「十分
の八」を「十分の五」に改める。

まで及び第二十五条に改める。

第五章 農林水産省関係

第二十九条 渔港法(昭和二十五年法律第百三十
七号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「及び昭和六十三年度」を「から
平成二年度までの各年度」に改める。

(森林法の一部改正)

第三十条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十
九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び昭和六十三年度」を「から
平成二年度までの各年度」に改める。

(海岸法の一部改正)

第三十二条 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)
の一部を次のように改正する。

附則第五項(見出しを含む。)中「昭和六十三年
度」を「平成二年度」に改める。

第六章 運輸少関係

(港湾法の一部改正)

第三十二条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十
八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項の前の見出し中「及び昭和六十
三年度」を「から平成二年度まで」に改め、同項中「及
び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年
度」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第三十六条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和
三十四年法律第六十七号)の一部を次のように
改正する。

附則第三項の見出し中「及び昭和六十三年
度」を「から平成二年度まで」に改め、同項中「及
び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年
度」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第三十六条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和
三十四年法律第六十七号)の一部を次のように
改正する。

附則第十四項中「及び昭和六十三年度」を「か
ら平成二年度までの各年度」に改める。

附則第二十五項中「附則第六項」を「附則第七
項」と「附則第九項」を「附則第十項」に改める。

(砂防法の一部改正)

第三十七条 砂防法(明治三十一年法律第二十九号)
の一部を次のように改正する。

第五十一条中「及昭和六十三年度」を「ヨリ平
成二年度迄ノ各年度」に改める。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律
の一部改正)

第三十三条 北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一
部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「及び昭和六十三年
度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三十四条 自動車損害賠償保障法(昭和三十
九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項中「昭和六
十三年度」を「平成二年度」に改める。

(空港整備法の一部改正)

第三十五条 空港整備法(昭和三十一年法律第八
十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「及び昭和六十三年度」
を「から平成二年度まで」に改め、同項中「及
び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年
度」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第三十六条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和
三十四年法律第六十七号)の一部を次のように
改正する。

附則第三項の見出し中「及び昭和六十三年
度」を「から平成二年度まで」に改め、同項中「及
び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年
度」に改める。

(砂防法の一部改正)

第三十七条 砂防法(明治三十一年法律第二十九号)
の一部を次のように改正する。

第五十一条中「及昭和六十三年度」を「ヨリ平
成二年度迄ノ各年度」に改める。

行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十

三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越された

ものについては、なお従前の例による。

3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る)、第十四条(公立養護学校整備

特別措置法第五条の改正規定に限る)及び第十一条から第二十八条までの規定による改正後の

法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の

年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担又は補助

を除く)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担又は補助

を除く)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元

年度以降の年度に支出される國の負担又は補助

を除く)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元

年度以降の年度に支出される國の負担又は補助

を除く)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元

年度以降の年度に支出される國の負担又は補助

を除く)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元

年度以降の年度に支出される國の負担又は補助

を除く)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元

年度以降の年度に支出される國の負担又は補助

十五号)の一部を次のように改正する。

「附則第十九項から第二十二項までの規定中

「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

〔梶原清君登壇、拍手〕

○梶原清君　ただいま議題となりました國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図り、あわせて國・地方間の財政関係の安定化に資するため、昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について、改めて一体的、総合的な見直しを行うこととし、補助率等につき、生活保護等に係るもの

は恒久化し、義務教育に係る恩給については一般財源化を図り、公共事業等については六十三年度適用の補助率等を引き続き平成二年度まで適用す

ることとするとともに、厚生保険特別会計等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れについての特例を定めようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔地方財政法の一部改正〕

4 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一

部を次のように改止する。

第十一条第一号中「及び恩給」を削る。

第三十二条の中「昭和七十年度」を「平成七年度」に改める。

第三十四条第一項第四号中「及び恩給」を削る。

第三十七条中「昭和六十四年度」を「平成元年

度」に改める。

正を一括して提案することの当否、高齢化社会の進展に対応した財源確保のあり方、補助率に係る

その詳細は会議録に譲ります。

がもたらす住民負担への影響等について大蔵大臣ほか関係各大臣等に対し質疑が行われましたが、

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産

党を代表して吉井英勝委員、民社党・国民連合を

代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民

主党を代表して斎藤文夫理事より賛成する旨の意

見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されてお

ります。

〔志苦裕君登壇、拍手〕

○議長(土屋義彦君)　本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。志苦裕君。

〔志苦裕君登壇、拍手〕

○志苦裕君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、反対の討論を行います。

この法案は、暫定予算絡みでいわゆる日切れ法

案扱いとされ、わずかの審議日程で処理を求められたものであります。

補助金等の一律カットは國の財政事情だけを優先したものであることから、本院においては、こ

委員会におきましては、平成元年度暫定予算と

本法律案との関係、多省庁にわたる補助率等の改

けて慎重に取り扱つてきさつがあります。

しかるに、四十七法律にわたり、しかも補助金が出るから上げてくれとは一休何事でありますか。与党の数を頼んで一毫千里に事を運ばうとする内閣のやり方は、国会軽視、審議権侵害も甚だしいと言わなければなりません。

そもそも暫定予算には政策経費を計上しないのが財政法の精神であり、新たな立法を予定してはならないものとされております。それは、予算案の否決とか内閣の總辞職、解散など、真にやむを得ない場合に緊急避難的に編成を許される暫定予算の性格によるものであります。予算案が否決されるとということは、その内閣の目的遂行を認めないと、すなわち不信任と解されるのが通説であるが、今度の場合のように暴氣事件のあおりで予算審議すらできず暫定予算を余儀なくされる事態は、まさに不信任と同じ意味を持つものであります。リクルート疑惑の解明を避けて国会の審議機能を停止させ、予算審議も滞らせてひたすら忍の一字で無為無策を続ける内閣は、總辭職もしくは解散によつて民意を問うべきものであつて、政策予算を組んだり本法のことき新たな立法を予定してはならない。本法律案に反対する第一の理由であります。

さて、國の補助金等のカットは、一律というやう方が示すように、あくまでも國の財政事情による緊急避難であります。したがつて一年限りの約束でしたが、三年にも延長され、あげくの果てに復元どころかその多くを引き下げたまま固定化

しようというのであります。これは重ね重ね約束違反であり、断じて容認できません。しかも、カットの要因だった國の財政事情は史上まれに見る増収に恵まれ、もはや一方的に地方に対しても負担転嫁を強いる状況ではありません。財政事情を言うのであれば、不足財源の大半を財源対策債に頼り、補助金カットだけで五兆円にも上る國の肩がわりを強いられてきた地方団体の方がより厳しいのであります。財政的にはなおカットを続けられる理由は全く存在しません。

私は、國の補助金等をすべてもとどおりで継続せよ、補助率引き下げは断じて相ならぬなどと主張しているものではありません。個別にその根拠や合理性を吟味し、地方自治の本旨に基づいて、國と地方の役割分担とそれに伴う権限、財源の調整を念入りに行うことによって改廃もしくは増減の措置をとることはけだし当然であります。しかしながら、本法がそのような入念な作業や合議的判断を行つたものとは認めがたいのであります。足して二で割るか、半分半分か、さもなければ先送り。いかにも場当たり的、その場しのぎの論法で補助負担割合を律することは将来に禍根を残すものと憂えるのであります。

次に、個別の内容についての意見を述べます。生活保護は憲法二十五条の要請を満たす國の基幹的事務であり、補助金とはその性格を全く異なるものであります。この負担割合をめぐってはしばしば國と地方及び政府部内での論争や網引きが行われ、昭和二十九年には時の厚生大臣が職を賭すという事態も発生いたしております。このようない先人によって守られた負担率を引き下げ、恒久化を國ろうとする本法において、現職厚生大臣

の使命感はいかなるものであったのか、その片りんすらも認めることができないのは概嘆にたえません。生活保護は全額國庫負担の基調を貫くよう主張いたします。

義務教育費國庫負担の大宗をなす給与費について、その重要な構成要素である共済費用等を区分けし、國と地方の負担変更を行う合理性は認められません。

児童福祉、老人福祉などの事務が団体事務とされたゆえをもつて引き下げたまま固定化させることも、國民のナショナルミニマム達成に國と地方がどのような役割を果たすのか、その相互関係も未整理のまま補助率だけを先行させるうらみが強いのであります。

二年間の先送りとなつた公共事業は、年々予算総額の変化はあっても各事業分野の配分比率は常に一定であります。ということは、國民のニーズや事業の緩急軽重にかかわらず役所の繩張りにこだわった予算配分が行われていることを示すものであつて、この際思い切った対象事業の見直しを行い、可能な限り地方公共団体の分野に組み入れることを主張いたします。

以上、個別の事項についての問題点を指摘し、主張を行いましたが、本法案はあらゆる意味において合理性に乏しく、納得できるものではないので、一たんはカット以前の姿に戻して再検討を行うべきであります。

最後に私は、政府が日本列島を消費税ペニックに陥れたままその実施を強行したことに対する抗議し、速やかに廃止の措置をとるよう強く要求するものであります。先進国並みになつたかのように言うが、その付加価値税の長所をことごとく取り去つて、不公平税制の見本のよう仕立て上げたのが消費税であります。先進国並みを言うなら、事税制改革に關して政権の多數を頼んで法案を成立させた例がないことを見習うべきであります。

地方政府の消費税転嫁が消費的なことを良巻

甘く見て、新税への納税者心理やなじみ薄さ、ネット減税に対する理解不足のせいにしているようだが、これほど民意に鈍感で見当違いなものはない。

鍛感といえば、消費税を払わぬ客には売らない

く前に、地域と自治体には消費税を実施する政治的意図がなくなっていることに気づくべきであります。

税の公平、公正を認識した國民の合意なくして税制は何一つ目標を達成することはできません。

重ねて消費税の廃止を強く主張し、本法律案に対する反対の討論といたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

○議長(土屋義彦君) 本日はこれにて散会いたします。

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

○議長(土屋義彦君) よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 瀬谷 英行君

議員

及川 順郎君	片上 公人君
勝木 健司君	平野 清君
刈田 貞子君	猪郷 重二君
橋本孝一郎君	木本平八郎君
青木 茂君	太田 淳夫君
中野 鉄造君	小西 博行君
星 長治君	塩出 啓典君
馬場 富君	広中和歌子君

平成元年四月六日 参議院会議録第九号 議長の報告事項

林 健太郎君	竹山 裕君
鶴岡 洋君	峯山 昭範君
飯田 忠雄君	和田 教美君
柳澤 錬造君	栗林 寛子君
中野 閔	高桑 栄松君
中西 珠子君	北 修二君
遠藤 政夫君	三木 忠雄君
多田 省吾君	高木健太郎君
伏見 康治君	藤井 恒男君
田中 正巳君	熊谷太三郎君
青島 幸男君	西川 澪君
陣内 孝雄君	石井 一二君
志村 哲良君	下村 泰君
岡野 駿雄君	前島英三郎君
佐藤謙一郎君	矢野俊比古君
松岡滿壽男君	曾根田郁夫君
石井 道子君	海江田鶴造君
青木 幹雄君	井上 孝君
志村 哲良君	堀江 正夫君
岡野 駿雄君	森田 重郎君
高木 正明君	高平 公友君
真鍋 賢二君	公友君
大河原太一郎君	朝雄君
井上 裕君	伊江 俊夫君
後藤 正夫君	堺内 友義君
佐々木 満君	亀長 均君
長谷川 信君	鳴崎 均君
加藤 武徳君	植木 光教君
木村 陸男君	服部 安司君
石本 茂君	井上 裕二君
鈴木 省吾君	寺内 弘子君
又三君	

添田	増太郎君	水谷	力君	出口	廣光君	
二木	秀夫君	松浦	孝治君	野沢	宮崎	
永野	茂門君	上杉	光弘君	小野	清子君	
木宮	和彦君	本宮	哲男君	大塚	次郎君	
斎掛	賢次君	山岡	弘君	久世	公堯君	
宮澤	哲男君	向山	一人君	柳川	覺治君	
藤井	孝男君	大浜	方栄君	杉山	大城	
宮澤	弘君	田代	由紀男君	森山	真順君	
向山	一人君	前田	勲男君	倉田	令鑒君	
大浜	方栄君	下条	進一郎君	森山	富雄君	
方栄君	大浜	増岡	康治君	谷川	寛三君	
田代	由紀男君	中村	太郎君	斎藤	十朗君	
前田	勲男君	西村	尚治君	村上	正邦君	
下条	進一郎君	桧垣	徳太郎君	初村	浦一郎君	
増岡	康治君	徳太郎君	河本	嘉久藏君	鳩山	威一郎君
中村	太郎君	徳太郎君	嘉久藏君	山内	一郎君	
西村	尚治君	林田	悠紀夫君	山崎	竜男君	
中村	太郎君	悠紀夫君	吉村	古賀	雷四郎君	
西村	尚治君	吉村	眞事君	吉村	眞事君	
中村	太郎君	吉村	眞事君	中西	一郎君	
西村	尚治君	吉村	眞事君	中西	一郎君	
中曾根	弘文君	吉川	芳男君	山崎	竜男君	
中曾根	弘文君	吉川	芳男君	野末	陳平君	
田辺	哲夫君	秋山	筆君	野末	陳平君	
田辺	哲夫君	秋山	筆君	永田	良雄君	
斎藤	文夫君	渕上	貞雄君	永田	良雄君	
鈴木	貞敏君	吉川	芳男君	高橋	清孝君	
山本	正和君	吉川	芳男君	田	英夫君	
山本	正和君	吉川	芳男君	下稻葉	耕吉君	
松浦	功君	秋山	筆君	山口	哲夫君	
仲川	幸男君	渕上	貞雄君	久保田	眞喜君	
仲川	幸男君	吉川	芳男君	福田	宏一君	
名尾		吉川	芳男君	福田	宏一君	
名尾		吉川	芳男君	福田	宏一君	

田沢 智治君 岩本 石原健太郎君 川原新次郎君
岡田 政光君 土谷部 岩本政光君
大島 三郎君 昭子君
青木 薩次君 坂元 友治君
薪次君 親男君 金丸 三郎君
志村 一平君 愛子君 小山 千葉 吉川
田渕 景子君 及川 春子君 中村 佐藤
及川 一夫君 昭夫君 佐藤 煉二君
近藤 忠孝君 久八重子君 佐藤 三吉君
中村 哲君 佐藤 三吉君 村沢 丸谷
佐藤 志苦 吉岡 吉典君 佐藤 金保君
鶴山 牧君 金保君 裕君 孝且君
立木 吉岡 金保君 裕君 孝且君
野田 対馬 吉岡 吉典君 野田 立木
福間 吉岡 吉典君 野田 福間
小野 知之君 哲君 洋君 哲君 知之君

三月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員	川原新次郎君	金丸 三郎君	補欠
法務委員	斎藤栄三郎君	辞任	辞任
大蔵委員	工藤万砂美君	補欠	補欠
農林水產委員	斎藤栄三郎君	本村 和喜君	本村 和喜君
通信委員	坂野 重信君	本村 和喜君	坂野 重信君
辭任	辞任	補欠	補欠
本村 和喜君	坂野 重信君	本村 和喜君	坂野 重信君
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	平成元年度一般会計暫定予算	平成元年度特別会計暫定予算	平成元年度特別会計暫定予算

記	異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	官房経理部長代理	木下 昌浩	(解職) 同	
平成元年度特別会計暫定予算	官房会計課課長	半田 嘉弘	官房内庁書類局人事課長	平元・四一
平成元年度政府関係機関暫定予算	官房総務大臣	井関 英男	警務局人事課長	同
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	官房総務大臣	志村 哲良君	官房内庁書類局人事課長	同
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	小野 清子君	小野 清子君	
地方税法の一部を改正する法律案	地方税法の一部を改正する法律案	鈴木 貞敏君	鈴木 貞敏君	
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	下条進一郎君	下条進一郎君	
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	小野 清子君	小野 清子君	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案	
租税特別措置法の一部を改正する法律案	租税特別措置法の一部を改正する法律案	和田 敦美君	和田 敦美君	
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	中野 鉄造君	中野 鉄造君	
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	和田 敦美君	和田 敦美君	
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	大蔵委員	大蔵委員	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	辞任	辞任	
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	補欠	補欠	
同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	和田 敦美君	和田 敦美君	
参議院議員猪熊重二君提出消費税法実施に関する質問に対する答弁書	参議院議員猪熊重二君提出消費税法実施に関する質問に対する答弁書	大蔵委員	大蔵委員	
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動	辞任	辞任	
があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。	があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。	中村 太郎君	中村 太郎君	
松浦 孝治君	松浦 孝治君	大蔵委員	大蔵委員	
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動	辞任	辞任	
野球場の安全対策に関する質問主意書(佐藤昭夫君提出)	野球場の安全対策に関する質問主意書(佐藤昭夫君提出)	山口 哲夫君	山口 哲夫君	
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動	鈴木 和美君	鈴木 和美君	
があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。	があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。	坪井 一宇君	坪井 一宇君	
坂元 親男君	坂元 親男君	大蔵委員	大蔵委員	
松浦 孝治君	松浦 孝治君	辞任	辞任	

鈴木 和美君 本岡 昭次君 社会労働委員	山口 哲夫君 山本 正和君 商工委員	補欠	鈴木 和美君 本岡 昭次君 社会労働委員	山口 哲夫君 山本 正和君 商工委員	記 (四月二十日任期満了による再任)
辞任 松浦 孝治君 運輸委員	中村 太郎君 補欠	坂元 親男君 坪井 一宇君 記	都甲 泰正 (同)	寺島東洋三 都甲 泰正 産業・資源エネルギーに関する調査会 理事 倉田 寛之君 (宮島滉君の補欠)	同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
辞任 坂元 親男君 坪井 一宇君 記	中村 太郎君 補欠	坂元 親男君 坪井 一宇君 記	後任 富田 朝彦 (昭和六十三年十一月三十日辞任の高辻正巳の後任)	野球場の安全対策に関する質問主意書 (佐藤昭夫君提出)	同日内閣から、左記の者を内閣に転送した。
同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	大蔵委員会に付託した。	大蔵委員会に付託した。	昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日内閣から、左記の者を内閣に転送した。	同日内閣から、左記の者を内閣に転送した。
(近く辞任予定の辻敬一の後任) 矢崎 新一 同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
(四月十四日任期満了による再任) 大山 彰 林 政義 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記 (同日任期満了の門田正三の後任) 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (同日任期満了の門田正三の後任) 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (同日任期満了の門田正三の後任) 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (同日任期満了の門田正三の後任) 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (同日任期満了の門田正三の後任) 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (同日任期満了の門田正三の後任) 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
商工委員 運輸委員 二木 秀夫君 山本 富雄君 の義務) 及び第八十四条(租税法律主義) の各条項に違反するおそれが多い。	商工委員 運輸委員 二木 秀夫君 山本 富雄君 の義務) 及び第八十四条(租税法律主義) の各条項に違反するおそれが多い。	商工委員 運輸委員 二木 秀夫君 山本 富雄君 の義務) 及び第八十四条(租税法律主義) の各条項に違反するおそれが多い。	商工委員 運輸委員 二木 秀夫君 山本 富雄君 の義務) 及び第八十四条(租税法律主義) の各条項に違反するおそれが多い。	商工委員 運輸委員 二木 秀夫君 山本 富雄君 の義務) 及び第八十四条(租税法律主義) の各条項に違反するおそれが多い。	商工委員 運輸委員 二木 秀夫君 山本 富雄君 の義務) 及び第八十四条(租税法律主義) の各条項に違反するおそれが多い。

右のような観点に立って、以下五点にわたり、

議院運営委員

辞任

補欠

政府に質問する。

第一点 消費税の転嫁について

間接税については、講學上「租税負担の転嫁が行われ、法律上の納税義務者と租税の実質上の負担者が一致しないことを立法者が予定している租税」といわれている。

今般の消費税も、間接税として、右のように「転嫁」が行われることが当然に予想されていると言える。

しかし、法は、必ず第一義的に、法として存在する形式すなわち公布された法律の条文の形態において、その規範内容が解釈確定されなければならない。

右の講學上の間接税の定義が直ちに法の解釈を規律するものではないし、また立法意思と言えども、法の客觀的存在形式を超えて、法の解釈基準となるものでもない。

このような観点から、消費税法及び税制改革法を検討した場合、「転嫁」の法律的必然性、換言すれば事業者から消費者への租税負担の転嫁が法律上の義務として関係者に課されているという事態は、認められないと考えられる。

何故なら、①消費税法の条文には、右の転嫁に関する直接的規定は存在しない。同法附則第三十条の存在は、事業者に対する転嫁の法的義務の有無とは関係のないところである。それ故、同法から、転嫁の必然性を法的に導き出すことはできない。②税制改革法には転嫁に関する条項が存在する(第十一條)。

しかし、「事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」との規定は、転嫁が事業者にとって取引の一般的常態であること宣言したにすぎず、転嫁を事業者の法的義務としたものは考えられないし、また、「国は消費税の転嫁に寄与する」ために必要な施策を講ずることが規定されているが、この規定も、国の努力義務を規定しているだけであって、やはり、事業者の法的転嫁義務を規定しているものではない。

要するに、消費税法の規定の下において、事業者は、消費税を消費者に転嫁するか、それとも納稅義務者として自己の経済活動の枠内において消費税を自己の負担とするか、両者の選択は全く事業者の自由とされていると言わねばならない。

しかるに、現在政府が行っている転嫁に関する諸施策は、あたかも転嫁が事業者の法的義務とされるかのとき立場に立っていると言わねばならない。そうすれば、事業者は、国民の一人として、「法律の規定なくして國法上の義務を負担することはない」とする憲法の法治主義の原理からみて、違法な負担を迫られているものと言わざるを得ない。

そこで、右の觀点から、政府に対し、転嫁に関し、以下のとおり質問する。

一 政府に対する質問

- 1 政府は、事業者が、自己に課税された消費税を、次の事業者もしくは最終の消費者に対し、転嫁すべき法律上の義務を負つていると考へるか。
- 2 板に、右の点につき積極に解するのである

れば、その法律上の根拠は何であるか。
3 仮に、右の点につき消極に解するのであれば、政府ないし行政機関による次のとおりの施策は、いかなる法的根拠に基づいて行われかつ合法とされるのか。

第一 納稅義務免除業者が、その旨の表示（当該事業者が消費税を消費者に負担させない趣旨を表した表示）をなすことは相当でない旨の公示（公正取引委員会の見解（昭和六十一年十二月二十七日、公正取引委員会による税額転嫁に関する手引書＝ガイドライン）並びにこの見解に従つた政府の行政指導

第二 東京都をはじめとする全国の地方自治体が、消費税を消費者に負担させず（すなわち消費税を転嫁せずに）、財政上の措置によつてこれを納付するとの方針に対する政策

第三 政府が事業者団体等における消費税法解説・説明会において、転嫁が事業者の法的義務であるかのごとく実施している行政指導

第一点 消費税制下において消費者が支出する負担金の性質について

一 問題の所在

わが国においても、從前より、個別間接税が実施されている。この個別間接税制の下においても、消費者が支出を余儀なくされる負担金の性質がいかなるものであるかは、重大な問題であったといえる。

しかし、個別間接税制である限りにおいて、すべての国民が課税対象が限定されているため社会的影響が少なかつたし、また、それ以上に、国民は消費すると否との自由を保有しているが故に、「消費なければ負担なし」の原則に従い消費しないことによって負担から自由であり得た。

そのため、負担金の法的性質についても、格別の検討がなされなかつたと考えられる。

しかし、今回の消費税法は、従前の個別間接税と全く異質なものである。すなわち、同法によれば、極めて僅少の例外を除き、すべての国民に対し、国民生活の全領域にわたる消費・すべての役務の提供に消費税が課されることとなつてゐる。

従つて、国民は、個別間接税制の下においては、國民は、個別間接税制の下においては、負担金の性質に関してこととなつた。すなわち、國民は、生存を維持するためのすべての生活資料の購入に対し負担金の支出を余儀なくされる法的状態に置かれることとなつたのである。

今般の消費税法によつて、國民は、負担金の支払をなすか否かの自由を全面的に喪失することとなつた。この國民の受ける不利益

は、質問第一点において述べた消費税の転嫁が、事業者にとって法的義務であるか否かとは無関係の問題である。何故なら、事業者にとって転嫁が法的義務であるならばより一層明確に、それが法的義務でないと認められた場合であつても事業者が転嫁を意図する限りにおいて必然的に、負担金の支出を強制され

かかる事態の下において、すべての国民が支出を余儀なくされる負担金について、その法的性質、換言すれば、かかる負担を課すこととの法令上の根拠が明確にされなければならない。

そこで、右の觀点から、政府に対し、負担金の性質に関するとおり質問をする。

二 政府に対する質問

- 1 政府は、消費税法により、消費者である國民のすべてが、生存を維持する限りにおいて、事實上負担金の支出を強制されるところとなる状態（國民が負担すると言ふことのない「消費なければ負担なし」といふこと）に在ることを承認するか。
- 2 政府は、消費者たる國民が、消費に際し、事業者に支出することを法的に強制される負担金が、いかなる法的性質の金銭支出であると考えているか。

特に、右負担金が①租税であるのか、②租税以外の公的賦課金であるのか、③事業者が納稅義務者として國に納付すべきことを条件として、消費者たる國民が事業者に對し支払うべき公的負担金であるのか、④國が消費税法に基づき、事業者に対し、消費者たる國民から領得することを特に認めた事業者の取得金であるのか、否か、を各

別に掲示した上で、負担金の法的性質を明示されたい。

3 仮に、政府が消費者たる国民の強制負担
金につき右の④もしくはこれに類似する法
的性質を有するものであるとしている場
合、政府は、特定の国民(事業者)が特定の
国民(消費者)から財産を強制的に領得する
ことを容認する法律は、憲法第十四条(法
の下の平等)・第二十九条(財産権の保障)・
第十三条(個人の尊重)の規定に違反すると
は考えないのか。
もし、違憲でないと考えるのであれば、
合意であることの理由を詳述されたい。
第三点 納稅義務免除事業者の徵収金について

もし、違憲でないと考えるのであれば、合憲であることの理由を詳述されたい。

右規定によれば、小規模事業者は、消費税を納税する義務を負っていないのであるから、消費者から、課税資産の譲渡に際し、消費税を徴収すべき立場にないと考えられる。何故なら、消費者に転嫁するべき消費税(自己が納税すべきものとされる消費税)が存在しないからである。

右のような理論と、小規模事業者が仕入れにおいて負担した消費税の処理を如何にすべきかという問題とは別個の問題である。

小規模事業者は、仕入れにおいて負担した消費税を、譲渡代金に加算して消費者から領収することにより、加不足のない通常の事業を営むことができるのであって、この範囲を超えて消費者から金銭を受領するいわば

まつたく存しない（この仕入れにかかる消費税額の譲渡代金への加算は、いわゆる消費税

の転嫁の概念とは異なる概念である。確かに、取引の前段階における消費税を、最終的に、消費者たる国民が実質的に負担するという意味においては、直前事業者の消費税が中間省略の形式で消費者に転嫁されているが、これはいわゆる転嫁の概念とは別個である。」
ところで、政府は、納稅義務を免除される小規模事業者に対しても、消費者たる国民に消費税を転嫁し得るとの前提の下に、種々の行政指導を行っている。そこで、右の觀点から、政府に対し、右業者の徵収金の法的性質に關し、以下のとおり質問する。

き、事業者が消費者たる国民から得するのを特に認めた事業者の取得金であるのか、否か、を各別に掲示した上で、徴収金の法的性質を明示されたい。

右徴収金は、右事業者にとって自己の所得であるのか。

(1) 所得であるとすれば、それはいかなる名目による所得であり、また、この所得は所得税ないし法人税法上の課税所得となるのか。

(2) 所得でないとすれば、それは、何人の所有の客体であるのか。また、事業者は、いかなる法的根拠によつて右徴収金を保有するのか。

受けた金額に比し、より少額の金額を消費税額とみなすことにより、残留部分の金額の納稅義務を免除するものである)。

右両制度の下において、消費者たる国民は、法的強制の下に、消費税(ないしその転嫁による負担)として、右金錢を事業者に支出したものである。消費者たる国民は、事業者の所得(利得)となる金錢を、生活必需品の購入に際し、事業者に支出・交付したものでない(本来國民は、事業者の所得となる金錢の支出を法律上強制されるべき義務を、国法上何ら負っていない)。

1 政府は、納稅義務免除事業者が、課稅資産の譲渡等につき、消費者から、課稅標準につき三倍に相当する金錢（徵收金といふ）の交付を受けることができると考えるか。

2 反に、右につき、積極と考えるのであれば、

(1) その法的根拠は、いかなる法規のいかなる規定に基づくものであるのか。

(2) 右事業者が消費者たる国民から交付される徵收金は、いかなる法的性質を有する金錢か。

特に、右徵收金は、①租稅であるのか、②租稅以外の公的賦課金であるのか、③事業者が納稅義務者として国に納付すべきことを条件として、消費者たる國民が事業者に対し支払うべき公的負担金であるのか、④國が消費稅法に基づ

四点 限界控除・簡易課税について

一 問題の所在

右の両制度とも、特定の事業者に対し、消費者たる国民から消費税として交付を受けた金銭のうち、特定部分について、納稅義務を免除するものである（特定の計算方式により、本来事業者が消費税として消費者から交付を

仮に、違反しないと考えるのであれば、その合理的根拠を詳細に説明されたい。

(2) 政府に対する質問
一 問する。
政府は、右事業者下に残留する金額が
右事業者にとっての所得であると考える
か。
(1) 所得であるとすれば、それはいかなる
名目による所得であり、また、この所得
は所得税ないし法人税法上の課税所得と
なるのか。
所得でないとすれば、それは何人の所
有の客体であるのか。また、事業者は、

いかなる法的根拠によつて右残留金を保有するのか。

2 政府は、國家が一方の国民（消費者たる国民）から他方の国民（右両制度の事業者）に對し、法律上の何の対価關係もなしに金銭授受を強制することは憲法第十四条（法の平等）に違反するとは考へないのである。仮に、違反しないと考へるのであれば、その合理的根拠を詳細に説明されたい。

第五点 消費者たる国民の消費税法上の地位について

一 問題の所在

一 問題の所在
租税法律関係の当事者は、租税債務者（國もしくは地方公共団体）及び租税債務者（納稅義務者）とされ、間接税における実質的租税負担者（担税者）は、当事者たる地位を認められていない。

しかし、右のような理論は、間接税が個別的・特殊的間接税である限りにおいては妥当するが、一般的・普遍的間接税の場合においては当然には妥当せず、何らかの修正がなされるべきものと考えられる。

今般の消費税のことく、国民のすべての者を租税者となし、国民生活の全領域にわたる消費・役務の提供を課税対象とし、しかも、その年間税収額が国家予算における年歳入総額の一割に近い莫大な金額となるような事態の下において、担税者たる国民が、消費税法律関係の当事者ないし準当事者の地位を付与されることなく、右法律関係と無関係のまま放置されたままであるという事態は、租税法律

主義の原則からみて甚だしく妥当性を欠くものである。

その上、今般の消費税法が、前述のとおり、納稅義務免除事業者、限界控除事業者及び簡易課税事業者なる憲法違反的制度を創設し、年間消費税額の一割に近い金額を右事業者に不当に利得させるなどの反憲法的事態の発生を企図している状況下において、担税者たる国民たる、右消費税法律関係における準当事者の地位を承認することは、國民主権原理・租税法律主義原理からみて、当然の帰結と言ふべきである。

右のような観点に立つて、担税者たる国民には、自己が負担することを強制される金銭支出につき、国税当局に対し、本来納稅義務者に認められているあらゆる不服申立権が認められるべきである。

それにもかかわらず、なお国が担税者たる國民に何らの法的地位を承認せず、他方において、租税制度の便宜のために、右のような残留金の諸制度を創設・維持するのであれども、消費税の実質的負担者たる国民は、事業者の下に残留した支出金につき、返還を請求する権利を有すると考へなければならない。

さらに、右のような不当利得返還請求が、法律上の原因に基づく事業者の利得と構成された結果として法的に不能であるとするならば、消費税を負担した国民は、その負担金の規定が設けられている。また、国は、消費税負担を求めるという消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとするとの規定が設けられている。また、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、必要な施策を講ずるものとする旨を併せて規定している。税制改革法のこれらの規定は、法律的な強制力を有する義務規定とはいえないものの、これにより消費税の円滑かつ適正な転嫁が要請されているものである。

税した國民は、憲法の保障する財産権を強制的に侵害されたものであり、しかも、國民のその損害発生の原因が國にあることは明らかであるからである。

そこで、右の觀点から、政府に対し、担税者たる國民の地位に関し、以下のとおり質問する。

二 政府に対する質問

1 政府は、消費税の担税者たる國民が、消費税法律関係において、いかなる法的地位を保有する法的地位にあると考へるか。

2 仮に、右において、いかなる法的地位も認められないとするのであれば、政府は、消費税法が憲法の規定する國民主権原理・租税法律主義に違反するとは考へないのか。

仮に、合憲であると考へるのであれば、その合理的根拠を詳細に説明されたい。

3 政府は、右残留金を負担した國民が、残留金を保有する事業者に対して、「消費税名目の支払金が實際には消費税として納稅されず、事業者の下に残留し、その所得となつてゐる状況は、消費者たる國民の損失において、法律上の理由がない、事業者が不當に利得したものである」とする不當利得返還請求権が成立すると考へるか。

仮に、右につき消極であるとするならば、不當利得返還請求権が成立しない法的根拠を詳細に説明されたい。

4 政府は、右不當利得返還請求権につき消極である場合、残留金を負担した消費者たる國民が、國に対し、國法の定立ないしそ

の執行における國の過誤に基づく損害として、残留金に相当する金額につき、損害賠償請求をなし得ると考へるか。

仮に、右につき消極であるとするならば、損害賠償請求権が成立しない法的根拠を、詳細に説明されたい。

右質問する。

平成元年三月三十一日

参議院議長 土屋 義彦殿

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議員猪熊重二君提出消費税法実施に関する質問に対する答弁書

第一点二の1及び2について

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）は、消費税の課税の対象、納稅義務者、税額の計算の方法、申告の手続等について規定しており、消費税の転嫁については、税制改革法（昭和六十三年法律第百七号）において、消費に広く薄く

負担を求めるという消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとするとの規定が設けられている。また、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、必要な施策を講ずるものとする旨を併せて規定している。税制改革法のこれらの規定は、法律的な強制力を有する義務規定とはいえないものの、これにより消費税の円滑かつ適正な転嫁が要請されているものである。

第一点二の3の第一について

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）は、事業者が、虚偽表示、誇大な表示など一般消費者に誤認されるため、不當に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をすることを禁止している。

公正取引委員会は、免税事業者に係る消費税の転嫁に関する表示についても、同法の規定に違反するおそれのある表示の例を示し、その未然防止を図っているものである。

第一点二の3の第二について

地方公共団体が事業者として消費税を適正に転嫁しないことは、税制改革法第十一条第一項の趣旨に反するものであり、また、地方公共団体は、消費税の創設を含めて今次の税制改革の円滑な推進に資するための環境整備に配慮しなければならないとする同法第五条第三項の趣旨にも沿わないものであるので、政府としては、同法の趣旨にかんがみ、地方公共団体に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう指導を行っているものである。

第一点二の3の第三について

政府は、税制改革法第十一条第二項の趣旨を踏まえ、消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう消費税の仕組み等の周知徹底に努めているものである。

第二点一について

資産の譲渡等に係る消費税（以下「消費税」という。）の納稅義務者は事業者であり、事業者と消費者との他の売買契約等の取引の相手方（以下「消費者等」という。）との間の法律関係は、そ

の取引の当事者の関係である。したがって、消費者等が事業者に支払うのはその取引に係る物品やサービスの対価であり、消費税相当額は、含まれているものである。

第三点一について

免税事業者の制度は、この種の税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、零細事業者の納稅事務負担に配慮することが重要であるとの政策的観点から設けられることとされたものである。

この場合、免税事業者が消費者から收受する金銭の性格は、その提供する物品やサービスの対価であり、また、その対価は、所得稅又は法人稅に係る所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は益金の額となる。

第四点二について

中小零細事業者の事務負担等に配慮する趣旨で設けられた簡易課稅制度又は限界控除制度の適用を受ける事業者が消費者から收受する金銭の性格は、その提供する物品やサービスの対価である。

この場合、通常、これらの事業者が收受した物品やサービスの対価（消費税相当額を含む。）は、所得稅又は法人稅に係る所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は益金の額となり、納付すべき消費稅額は、所得稅又は法人稅に係る所得の金額の計算の基礎となる必要経費又は損金の額となる。

第五点二の1について

消費稅法上、消費稅の納稅義務者は事業者であり、したがって、国と消費者との間には消費

稅についてのいわゆる租稅法律関係は生じない。

第五点二の2について

消費稅法は、消費稅の根拠のみならず、納稅義務者、課稅物件、課稅標準、課稅免除及び稅率等の課稅要件並びに申告手続等について明確に定めており、憲法第八十四条に定める租稅法

第五点二の3及び4について

消費者が支払うのは取引に係る物品やサービスの対価であり、消費稅法に定める簡易課稅制度等により御指摘のような不当利得返還請求権又は損害賠償請求権が生ずるものとは考えられない。

平成元年四月六日 參議院会議録第九号

明治三十五年三月三十日
種類便物税
可日

発行所
虎ノ門一〇五
大藏省印刷局
東京都港区
丁目二番四号
電話
03(587)4302
定価
税本一部
三三三円

11回